

## 第5編 風水害等応急対策・復旧対策

第1章 応急活動組織.....	- 295 -
第1節 防災対策会議.....	- 296 -
第2節 災害対策本部体制.....	- 297 -
1 情報収集体制.....	- 297 -
2 四條畷市災害対策準備室.....	- 298 -
3 四條畷市災害警戒本部.....	- 299 -
4 四條畷市災害対策本部.....	- 300 -
第3節 動員体制.....	- 301 -
1 動員基準.....	- 301 -
2 動員方法.....	- 303 -
3 職員の活動環境.....	- 305 -
第2章 災害警戒期の活動.....	- 306 -
第1節 収集する情報.....	- 306 -
1 警戒レベル.....	- 307 -
2 防災気象情報の種類.....	- 315 -
3 異常現象発見時の通報.....	- 315 -
第2節 気象予警報等の収集・伝達.....	- 316 -
1 情報の収集・伝達系統.....	- 316 -
2 情報の収集系統.....	- 317 -
3 情報の伝達系統.....	- 319 -
第3節 災害警戒期の活動.....	- 321 -
1 水防活動.....	- 321 -
2 土砂災害警戒活動.....	- 325 -
3 ライフライン・交通等警戒活動.....	- 326 -
4 避難情報の発令・解除.....	- 315 -
第3章 初動期の応急活動.....	- 329 -
第4章 復旧対策.....	- 329 -

# 第1章 応急活動組織

風水害等による災害が発生し、又は発生が予想される場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織を設置する。

気象予警報が発表された場合、市がとるべき活動体制について、災害の種類、規模、発生が予想される時間等の災害情報をもとに防災対策会議で協議・決定する。

四條畷市内で風水害等が発生、 災害発生のおそれがあり気象予警報が発表される等					その他
災害のおそれ 気象予警報等 の発表	災害発生のお それがある が時期・規模 等推測困難	小規模な 災害発生	中規模な 災害発生	大規模な 災害発生	
防災対策会議の開催					市長の判断
↓	↓	↓	↓進言 市長決定		
情報収集体制	災害対策準備室	災害警戒本部	災害対策本部		必要な 配備態勢
情報収集班	第1次警戒配備 第2次警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備	

## 第1節 防災対策会議

気象予警報等が発表された場合、市がとるべき活動体制について、災害の種類、規模、発生が予想される時間等の災害情報をもとに防災対策会議で協議・決定し、活動体制をとる。また災害対策本部等を設置する場合は、防災対策会議の進言を受けて市長が決定する。また市長が不在の場合は、副市長が決定する。

会長 (代行)	・危機統括監 (防災担当部長：都市整備部長)
会議員	・総務部長、総合政策部長 その他本部長が必要と認めたもの
会議の招集	・会長

## 第2節 災害対策本部体制

風水害等による災害が発生し、又は発生が予想される場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織を設置する。

### 1 情報収集体制

風水害等による災害が発生し、又は発生が予想される場合に、防災担当課長が災害対策準備室、災害警戒本部、または災害対策本部を立ち上げるかどうか等の判断を行うための情報収集を指示する。

#### (1) 気象情報の収集、関係機関・市民への伝達

大阪管区气象台が発表する予警報等に基づき、気象現象等によって災害発生のおそれがあるかどうか、情報の収集を行う。

#### (2) 収集する情報

##### ①人的被害

死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）

##### ②住家被害

全壊世帯数、半壊世帯数、中規模半壊世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数

##### ③災害対策上必要と認められる事項の概要

避難、救護の必要性、災害拡大のおそれ等

#### (3) 大阪府への報告

被害状況が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を大阪府に報告する。

応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式の全項目について報告する。報告の方法は前記同様、大阪府防災情報システム、電話・ファクシミリ等を行うとともに、事後速やかに文書によって報告する。

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告は大阪府危機管理室消防保安課に対して行うとともに、大阪府枚方土木事務所に報告を行う。

## 2 四條畷市災害対策準備室

市長は、災害が発生するおそれがある場合で、防災対策会議において災害の規模その他の状況に照らし準備を整えることが必要であると判断した場合、災害対策準備室を設置する。防災対策会議を開催するいとまがない場合、防災対策会議の会長（危機統括監）、市長に進言し、市長が決定する。また市長が不在の場合は、副市長が決定する。

準備室長の不在時には、都市整備部長、総務部長、総合政策部長が順に代行する。

準備室長	・危機統括監
組織体制	・都市整備部長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、子ども未来部長、教育部長、田原支所長
廃止基準	(1) 市長が、準備配備をとる必要がないと認めた場合、又は気象予警報等の解除により、災害が発生するおそれがないと認めた場合。 (2) 調査の結果、災害警戒本部又は災害対策本部の設置によって災害応急対策を実施する方が望ましい災害規模であると市長が認めた場合
設置、廃止の通知	・市長は、災害対策準備室を設置又は廃止した場合、各部にその旨を通知する。
事務分掌	・災害対策準備室の組織、運営については、災害対策準備室組織及び事務分掌による。

### 3 四條畷市災害警戒本部

市災害警戒本部（以下、災害警戒本部）の災害警戒本部長は、市域に小規模の災害が発生し、又は気象予警報等によって災害の発生が予測される場合で、防災対策会議において災害対策本部の設置に至らないと判断した場合、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部長の不在時には、災害対策本部体制に準じた者が代行する。

災害警戒本部長 (代行)	・ 市長 (災害対策本部体制に準じる)
組織体制	・ 災害対策本部体制に準じる。
廃止基準	・ 本部長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、 又はおおむね完了したと認めた場合 ・ 調査の結果、災害対策本部の設置によって災害応急対策を実施する方が望ましい災害規模であると本部長 (市長) が認めた場合
設置、廃止の通知	・ 本部長は、災害警戒本部を設置又は廃止した場合、各部にその旨を通知する。
事務分掌	・ 災害対策本部体制に準じる。

## 4 四條畷市災害対策本部

市災害対策本部（以下、災害対策本部）の災害対策本部長は、市域に中・大規模な災害が発生し、又は、その災害による被害の発生が予測される場合で、その対策を必要とする場合に設置する。

災害対策本部長の不在時には、副本部長（副市長）があたる。本部長、副本部長共不在の場合は、危機統括監、都市整備部長、総務部長、総合政策部長、予め指名した部長級以上の職員の順に職務・権限を代行する。

本部員（各部長）及び班長の代行は、各部において予め指名した者をもってあてる。

災害対策本部長 (代行)	・ 市長 (副市長、危機統括監、都市整備部長、総務部長、総合政策部長の順に職務・権限を代行する)
構成員	・ 予め指名した部長級以上の職員
廃止基準	・ 本部長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合 ・ 調査の結果、市に大きな被害がないと本部長が判断した場合 ・ 被害状況に即した体制（災害警戒本部体制等）に移行した場合
設置、廃止の通知	・ 本部長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、災害対策本部員、各部、知事、報道機関、市民等にその旨を通知する。

組織体制、災害対策本部の事務分掌、災害対策本部会議、災害対策本部の設置場所、災害対策本部長の職務・権限の代行、大阪府との連携は、本計画の「地震災害応急対策」に準じることとする。

### 第3節 動員体制

配備体制及び配備人員は、次の配備人員を基本とするが、災害状況に応じ増員若しくは減員の変更は可能とする。

#### 1 動員基準

活動体制	設置基準	活動の概要	配備区分	配備人員
情報収集体制	1 災害発生のおそれがあり気象予警報等が発表される等通信情報活動の必要があるとき 2 その他、必要によって市長が当該配備を指令するとき	災害の発生を防御するため、通信情報活動を実施する	情報収集班	4～10名程度(*) 危機管理課、水防班の職員、その他防災担当部長が必要と認めた者
災害対策準備室	1 災害発生のおそれがあるが時間・規模等推測が困難なとき 2 その他、必要によって市長が当該配備を指令するとき	災害の発生を防御するため、物資・資機材の点検及び災害危険個所の警戒パトロールを実施する ◆第1次警戒活動 ◆第2次警戒活動	◆第1次警戒配備 ◆第2次警戒配備	30名程度(*) 準備室長が必要と認めた者
災害警戒本部	1 小規模の災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき 2 その他、必要によって市長が当該配備を指令するとき	小規模の災害に対する応急対策を実施する	A号	80名程度 本部員、その他警戒本部長が必要と認めた者
災害対策本部	1 中規模の災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき 2 市域を含む地域が「特別警報」の対象となったとき 3 その他、必要によって市長が当該配備を指令するとき	中規模の災害に対する応急対策を実施する	B号	本部員、班長及び本部員、班長を除く全職員の約1/2
	1 大規模の災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき 2 その他、必要によって市長が当該配備を指令するとき	市が総力をあげて防災活動を実施する	C号	全職員
備考	(*)夜間・休日については「夜間・休日における大雨災害対策フロー」による			

(1) 警戒体制の基準（土砂災害警戒区域等）

前提 警戒体制	前日までに連続雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100mm あった場合	前日までの降雨量がない場合
第 1 次警戒活動	当日の日雨量が 50mm を超えた時	当日の日雨量が 80mm を超えた時	当日の日雨量が 100mm を超えた時
第 2 次警戒活動	当日の日雨量が 50mm を超え、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降りはじめた時	当日の日雨量が 80mm を超え、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降りはじめた時	当日の日雨量が 100mm を超え、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降りはじめた時

(2) 警戒体制の基準（土砂災害警戒区域等）

警戒体制	実効雨量
第 1 次警戒活動（警戒雨量）	90 mm
第 2 次警戒活動（避難雨量）	146 mm

※これらの基準雨量については、大阪府土木部（現 都市整備部）において行った「土石流警戒避難基準雨量設定業務（抄）」等の結果を参考に大阪府下全域で考慮したものである。土石流の発生は、それぞれの溪流の地形・地質条件及び降雨特性により著しく異なるので、注意が必要である。

- (3) その他の山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域などの警戒雨量  
前記（1）、（2）の警戒基準雨量の安全側の雨量とする。

## 2 動員方法

### (1) 勤務時間内

#### ①連絡体制

各部への連絡は、本部事務局班が庁内放送で行う。電話又は伝令によって行う場合は、本部事務局班が実施する。

#### ②活動体制への移行

庁内放送、電話等の通知によって、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

### (2) 勤務時間外

#### ①参集対象の職員

参集指令の伝達は、緊急連絡系統に基づき実施する。

#### ②参集場所

自己の指定参集場所とする。

#### ③過渡的措置

大東四條畷消防組合は、職員が登庁するまでの間、被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて大阪府及び関係機関等との連絡調整を行う。

職員が登庁してきた場合は、順次、災害対策本部等への引継を行う。

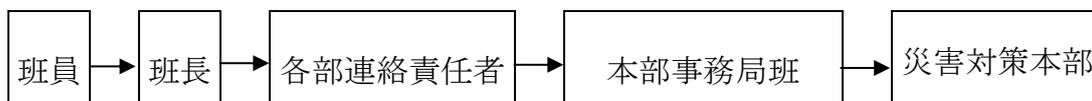
#### ④被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに本部事務局班に報告するものとする。情報収集事項は次のとおりとする。

- ア 道路交通施設の被害及び渋滞状況
- イ 鉄道施設の被害状況及び運行状況
- ウ 建築物等の倒壊等被災状況
- エ 河川・ため池等の被災及び水位状況
- オ がけ崩れ等の土砂災害の状況
- カ 火災発生状況
- キ 被災者・避難者の状況
- ク その他被災状況

(3) 参集の報告

各部署は、職員参集状況を災害対策本部等に報告する。



(4) 人員の確保

① B号配備の場合

各部長は、各部署の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、各部署で配備人員を調整し、その旨を災害対策本部等に報告し、災害対策本部の指示に従う。

② C号配備の場合

各部長は、各部署の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を災害対策本部等に要請する。

この場合、災害対策本部等は可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

(5) 平常業務の機能

災害対策本部等はC号配備体制下において、平常業務を確保する必要がある市民サービス部門等から、業務継続計画(BCP)に従い平常業務を実施する。

### 3 職員の活動環境

総務部総務班は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の実施を図る。

#### (1) 宿泊施設等の指定

宿泊及び一時的な仮眠施設は必要数を把握したうえで公共施設等を随時借り上げて確保し、全体の管理、調整を行う。

#### (2) 食料等の調達

災害対策活動従事者への食料等の配給については、産業・物資班と調整のうえ、協定業者等から調達し、被災者への救援物資及び給食等の配送と併せ、迅速に対応する。

#### (3) 勤務状況の把握

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策部の実情に即した要員の交代等を行う。

## 第2章 災害警戒期の活動

### 第1節 収集する情報

#### 1 警報レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

【警戒レベル一覧】

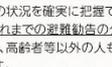
令和3年5月20日から

ひなんしじ

# 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

## 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
<b>5</b>	 <p>災害発生又は切迫</p> <p>きんきゆうあんぜんかくほ</p> <p><b>緊急安全確保</b>※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
<p>~~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;~~~~~</p>		
<b>4</b>	 <p>災害のおそれ高い</p> <p>ひなんしじ</p> <p><b>避難指示</b>※2</p>	<p>・避難指示(緊急)</p> <p>・避難勧告</p>
<b>3</b>	 <p>災害のおそれあり</p> <p>こうれいしゃどうひなん</p> <p><b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
<b>2</b>	 <p>気象状況悪化</p> <p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
<b>1</b>	 <p>今後気象状況悪化のおそれ</p> <p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止**されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から**全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる**高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から**避難**しましょう。

**内閣府(防災担当)・消防庁**

## 2 防災気象情報の種類

### (1) 大阪管区气象台又は大阪府が発表する予警報等

大阪管区气象台又は大阪府は、気象業務法に基づき、気象現象等によって災害発生のおそれがある場合は、注意報・警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報のキキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

#### ①注意報

気象現象等によって大阪府域に被害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

#### ②警報等の種類と基準

気象現象等によって大阪府域に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

#### ③特別警報

大雨、大雪、暴風等について、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。

【注意報の種類及び基準】

種 類		発 表 の 基 準	
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 注 意 報	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上になると予想される場合。
		強 風 注 意 報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上になると予想される場合。
		大 雨 注 意 報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。具体的には下記の条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準が 12 以上、もしくは土壌雨量指数基準が 81 以上になると予想される場合
		大 雪 注 意 報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが平地で 5 cm 以上、山地で 10cm 以上になると予想される場合。
		濃 霧 注 意 報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下になると予想される場合。
		雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合。
		乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 气象台において実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下になると予想される場合。
		な だ れ 注 意 報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20 cm以上あり、降雪の深さが 30 cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが 50 cm以上あり、气象台における最高気温が 10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合

種 類		発 表 の 基 準														
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 注意報	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合													
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合													
	地面現象 注意報	地面現象 注意報※1	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合													
	浸 水 注意報	浸水注意報 ※1	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合													
	洪 水 注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 <table border="1" data-bbox="683 824 1251 943"> <thead> <tr> <th colspan="2">流域雨量基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清滝川流域</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>讃良川流域</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="683 976 1251 1133"> <thead> <tr> <th colspan="2">複合基準※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝屋川流域</td> <td>(8, 6.6)</td> </tr> <tr> <td>清滝川流域</td> <td>(6, 3.8)</td> </tr> <tr> <td>讃良川流域</td> <td>(6, 6.1)</td> </tr> </tbody> </table> ※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値	流域雨量基準		清滝川流域	3.8	讃良川流域	6.1	複合基準※		寝屋川流域	(8, 6.6)	清滝川流域	(6, 3.8)	讃良川流域
流域雨量基準																
清滝川流域	3.8															
讃良川流域	6.1															
複合基準※																
寝屋川流域	(8, 6.6)															
清滝川流域	(6, 3.8)															
讃良川流域	(6, 6.1)															
水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	水 防 活動用 気 象 注意報	大雨注意報 ※2	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。													
	水 防 活動用 洪 水 注意報	洪水注意報 ※2	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。													

【警報等の種類と基準】

種 類		発 表 の 基 準														
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s以上になると予想される場合。													
		暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合。													
		大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3相当。 具体的には下記の条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準が 20 以上、もしくは土壌雨量指数基準が 122 以上になると予想される場合。													
		大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で 10 cm以上、山地で 20 cm以上になると予想される場合。													
地面現象警報	地 面 現 象 警報※1	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合														
土砂災害警戒情報	土砂災害警戒 情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける警戒レベル4相当。														
浸水警報	浸 水 警 報 ※1	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合														
洪水警報	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 <table border="1" data-bbox="668 1480 1235 1599"> <thead> <tr> <th colspan="2">流域雨量基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清滝川流域</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>讃良川流域</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="668 1632 1235 1789"> <thead> <tr> <th colspan="2">複合基準※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝屋川流域</td> <td>(8, 6.6)</td> </tr> <tr> <td>清滝川流域</td> <td>(6, 3.8)</td> </tr> <tr> <td>讃良川流域</td> <td>(6, 6.1)</td> </tr> </tbody> </table> ※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値	流域雨量基準		清滝川流域	3.8	讃良川流域	6.1	複合基準※		寝屋川流域	(8, 6.6)	清滝川流域	(6, 3.8)	讃良川流域	(6, 6.1)
流域雨量基準																
清滝川流域	3.8															
讃良川流域	6.1															
複合基準※																
寝屋川流域	(8, 6.6)															
清滝川流域	(6, 3.8)															
讃良川流域	(6, 6.1)															
水防活動の活用	大 雨 警 報 ※2	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。														

種 類		発 表 の 基 準
水防 活動用 洪水警 報	洪水警報 ※2	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

注1：発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2：※1 は気象注意報・警報に含めて行う。

※2 は、一般の利用に適合する大雨、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

3：注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が発表されたときに切り換えられ、又は解除されるまで継続される。

### 【特別警報】

種類	発表の基準
大雨	集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

## (2) 水防警報

水防警報とは、水防法（昭和24年法律第193号）第16条に基づき、国土交通大臣が国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川（四條畷市においては、淀川）において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので国土交通大臣（淀川河川事務所長）が発表する。

### ①水防警報の伝達

淀川について、洪水のおそれがあると認められるときは、国土交通大臣（淀川河川事務所長）は、水防警報を発し、直ちにその警報事項を知事（大阪府水防本部長）に通知する。

大阪府水防本部長は、水防警報の通知を受けたときは、直ちにその受けた通知に係る事項を関係水防管理者及び関係現地指導班長（大阪府枚方土木事務所長）に通知する。

市長は、上記の通知を受けたときは、直ちに関係部に通報する。

### ②警報発令の時期

#### 【水防警報発令の時期】

段 階	発令者	淀川河川事務所長
	河川別	淀 川（対象量水標：枚方）
待 機		水防団待機水位を超過
準 備		氾濫注意水位をこす約3時間前
出 動		氾濫注意水位をこす約2時間前
解 除		水防活動の終わるとき

注：警報のうち「待機」と「準備」については省略することがある。

：枚方水位観測所 水防団待機水位 +2.7m。

：枚方水位観測所 氾濫注意水位 +4.5m

### (3) 水防情報

淀川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適時発表する。

水防本部長は、現地指導班長からの報告などにより、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

市長は、上記の通知を受けたときは、直ちに関係部局に通報する。

### (4) 淀川洪水予報

淀川の洪水に関して、淀川洪水予報実施要領に基づき、近畿地方整備局及び大阪管区气象台が共同して行う（水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項）。

その発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 の 基 準
淀川氾濫注意 情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
淀川氾濫警戒 情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
淀川氾濫危険 情報 (洪水警報)	基準地点の水位が急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合
淀川氾濫発生 情報 (洪水警報)	氾濫の発生（氾濫水の予報）

(5) 寝屋川洪水予報

寝屋川の洪水に関する予報は、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」に基づき、大阪管区气象台及び大阪府が共同で行う（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条第1項）。

その発表基準は、次のとおりである。

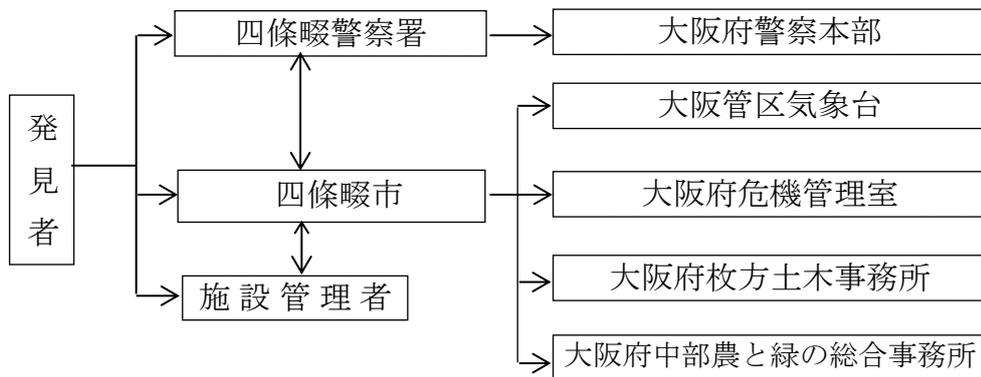
種類	基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時。避難に日絵ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
はん濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
はん濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

## 2 異常現象発見時の通報

災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。

市長は、市民に危険が及ぶおそれがある場合など、必要に応じて大阪管区气象台、大阪府及び関係機関に通報するとともに、市民に対してその周知徹底を図る。



異常現象の種類は、おおむね次のとおりである。

水 害		① 堤防の亀裂又は欠け、崩れ ② 堤防からの溢水 ③ 堤防の天端の亀裂又は沈下 など
土砂災害	土石流	① 山鳴り ② 降雨時の水位の低下 ③ 川の流れの濁り及び流木の混在 など
	地すべり	① 地面のひび割れ ② 沢や井戸水の濁り ③ 斜面からの水の吹きだし など
	がけ崩れ	① わき水の濁り ② がけの亀裂 ③ 小石の落下 など
	山地災害	① わき水の量の変化（増加又は枯渇） ② 山の斜面を水が走る など

## 第2節 気象予警報等の収集・伝達

大阪管区气象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、予め定めた経路によって、関係機関及び市民に迅速に伝達する。

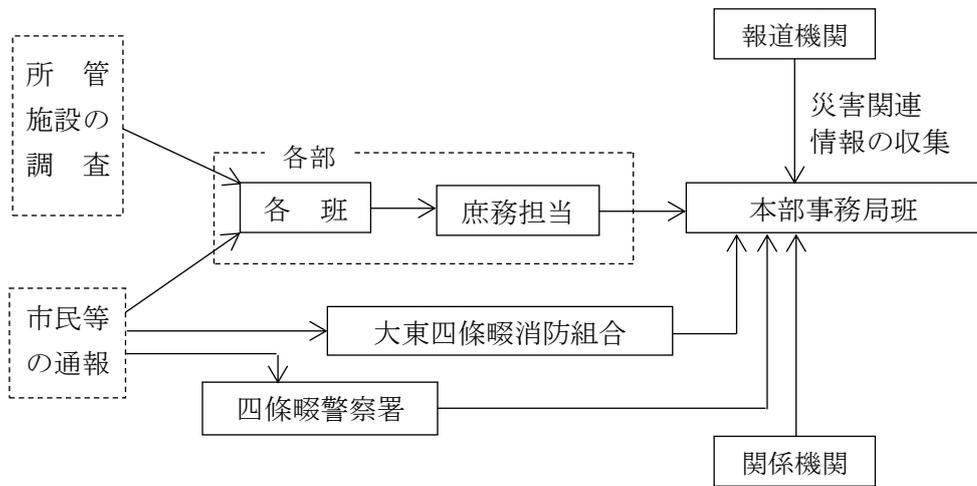
《実施担当》 各部、関係機関
-------------------

### 1 情報の収集・伝達系統

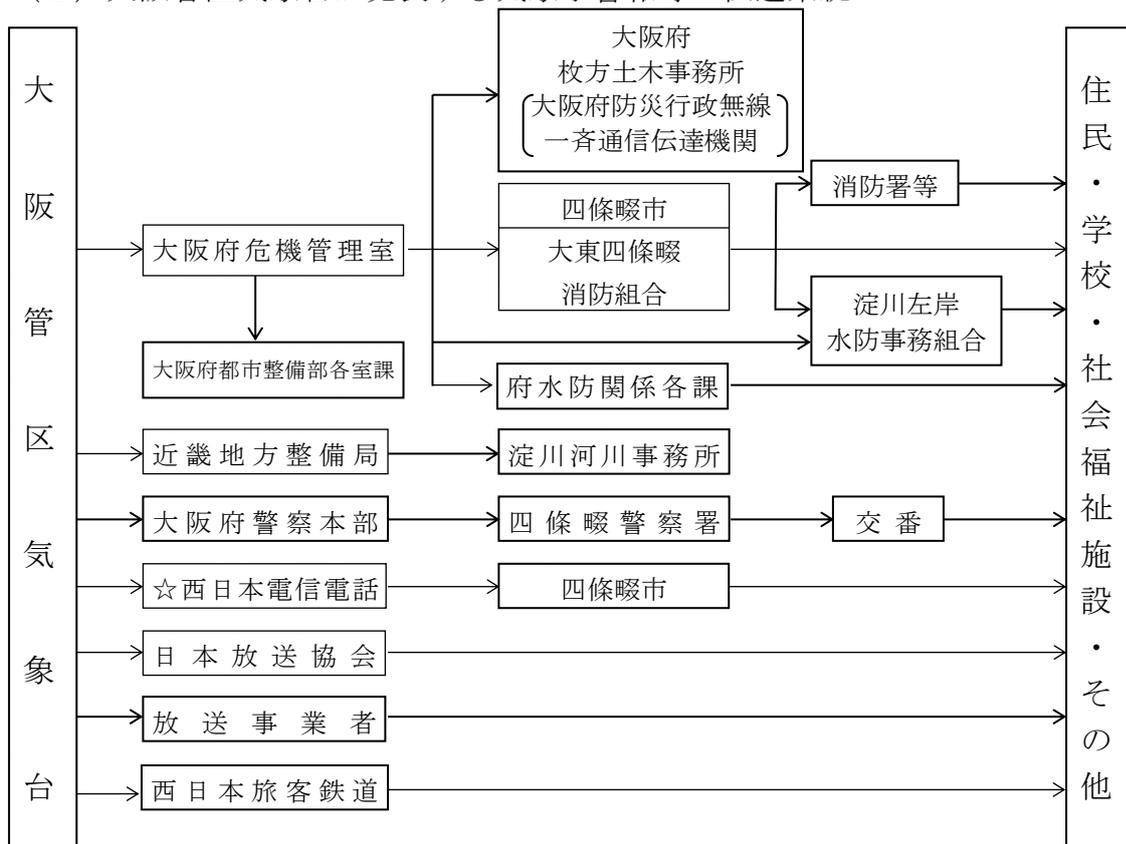
収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関の間に迅速かつ的確に伝達できる系統を確保する。

- ・ 防災行政無線
- ・ 電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段
- ・ バイク、自転車を用いた伝令

## 2 情報の収集系統



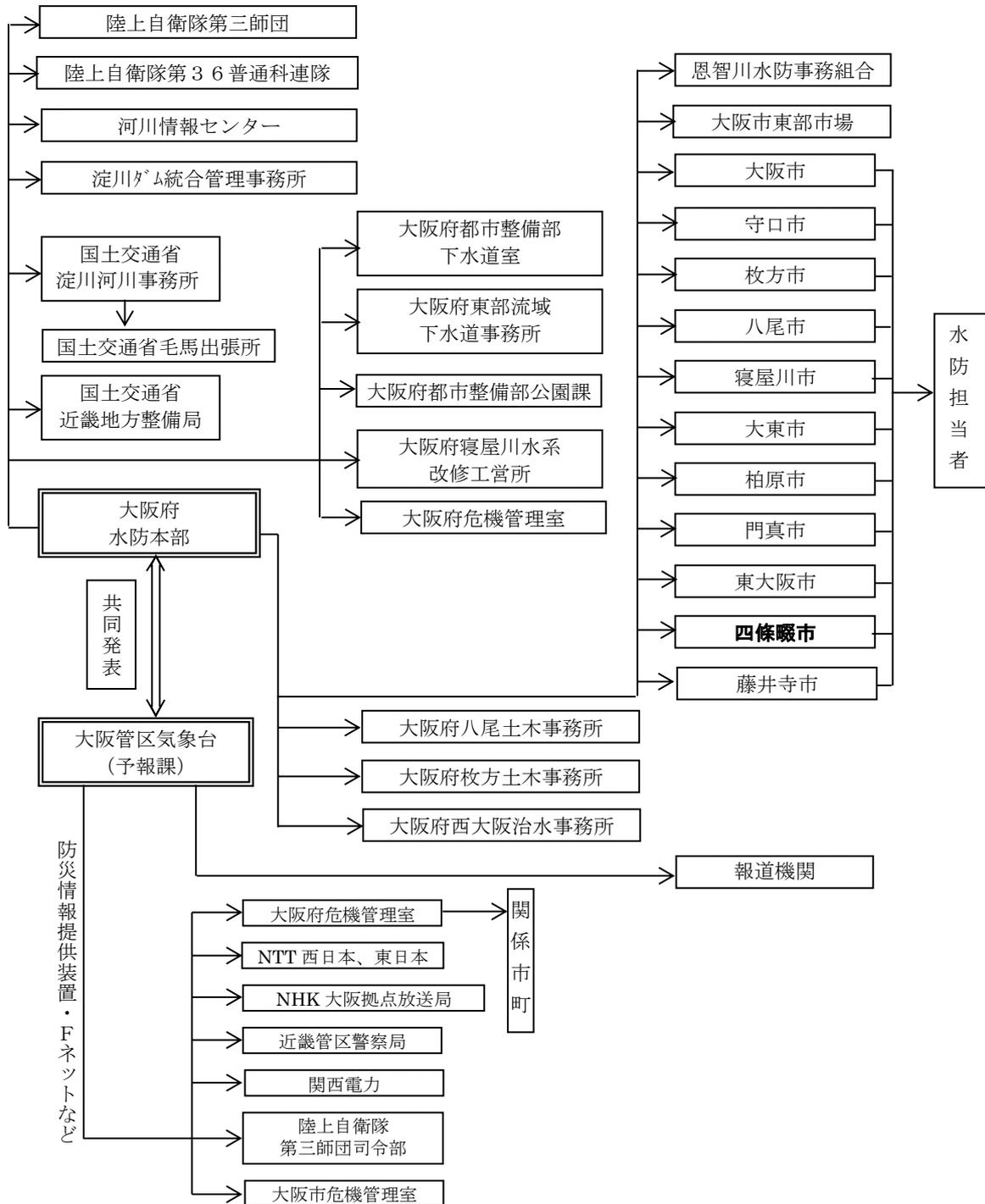
(1) 大阪管区气象台が発表する気象予警報等の伝達系統



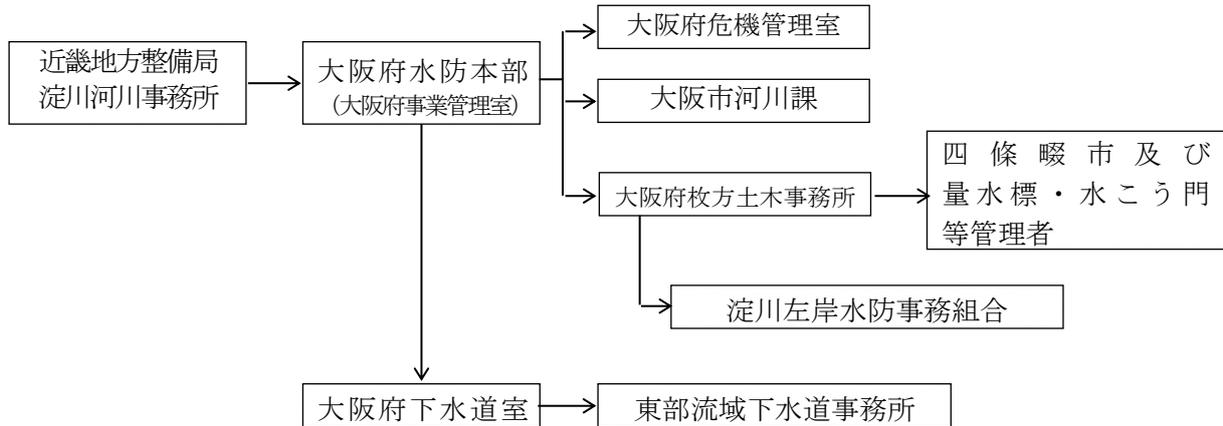
※注：太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

：☆印は、警報のみ。

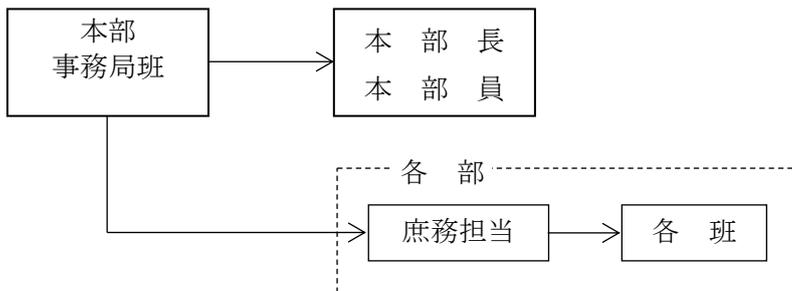
(2) 寝屋川洪水予報伝達系統



(3) 国土交通大臣が発表する淀川水防警報の伝達系統

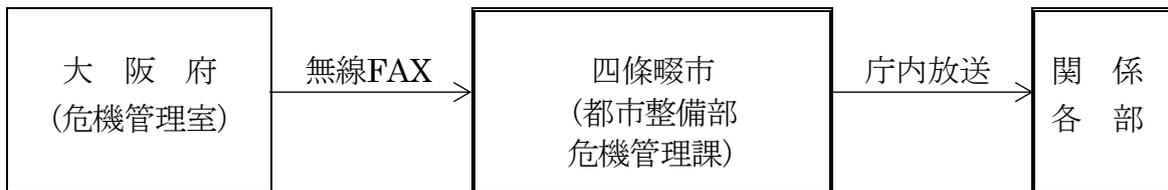


### 3 情報の伝達系統



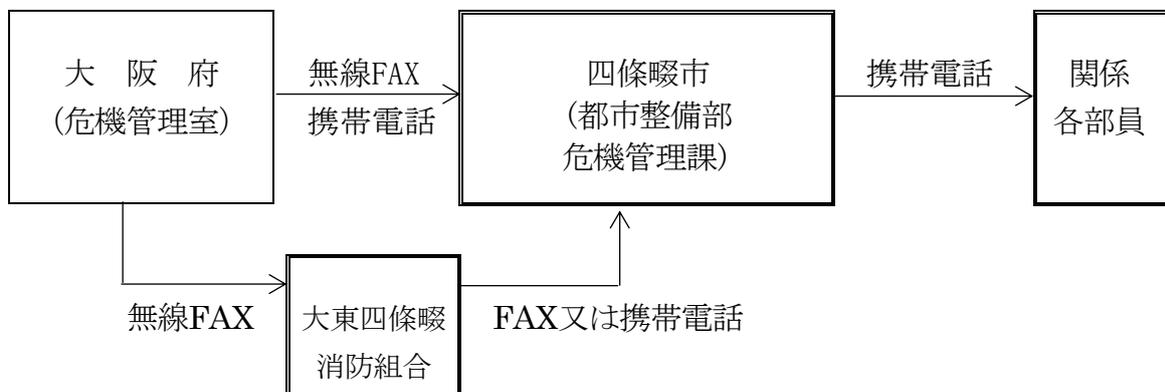
(1) 勤務時間内における連絡方法

各種警報等が発表された場合の各部への連絡は、災害対策本部及び災害警戒本部体制下では、本部事務局班が庁内放送で行う。



## (2) 勤務時間外における連絡方法

警報が発表された場合は、大東四條畷消防組合が受理し、都市整備部危機管理課に伝達される。関係各部署へは、予め定めた緊急連絡系統に基づき伝達する。

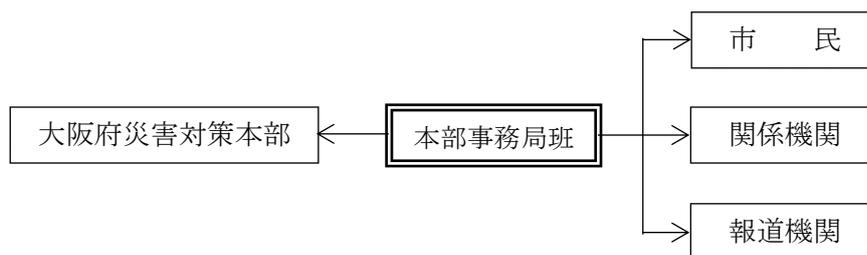


## (3) 市民及び関係機関との伝達系統

気象予警報等は、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施することによって周知される。

被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

周知にあたっては、要配慮者に配慮する。



## (4) 伝達情報

- ・暴風、大雨、洪水の特別警報及び土砂災害警戒情報。ただし特別警報の解除、切替を含む。
- ・洪水予報、水防警報
- ・火災情報、突発性事故等
- ・その他重要なもの

## 第3節 災害警戒期の活動

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。

### 1 水防活動

《実施担当》  
都市整備部水防班、秘書広報班、関係機関

#### (1) 準備体制

気象予警報、観測情報、寝屋川洪水予報等が発表され、災害の発生するおそれがある場合は、平常勤務から準備体制へ切り換え、河川、ため池等の警戒活動にあたる。

水防区域等は以下のとおり。

- ①市内全域
- ②淀川の洪水時は淀川左岸水防事務組合が所管区域（蔀屋本町（一部）、蔀屋新町（一部）、北出町（一部）、二丁通町（一部））を有しているため、淀川洪水の影響が本市に及ぶ場合は連携に努める。

#### (2) 警戒活動の準備

都市整備部水防班、関係機関は次の場合、河川、ため池の水位の監視を開始するとともに、警戒活動に備えて水防資機材の整備点検、水こう門等開閉準備、巡視員の出動等の準備を行う。

##### ①警戒活動準備の開始基準

- ・市内河川、ため池の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがある場合（市内河川には水防団待機水位の定めがないため、「大阪府管理河川における通報水位及び警戒水位の設置要領（案）」に準じて判断するものとする）
- ・その他水防上必要があると認められるとき

##### ②水位状況の監視は次のとおり。

- ・河川の水位状況を把握する
- ・ため池管理者は中部農と緑の総合事務所に水位状況を通報する。河川、ため池ともに水防団待機水位を下回るまで監視を続ける

### (3) 警戒活動の開始

都市整備部水防班、関係機関は、次の場合、河川、ため池等の警戒活動を開始するとともに、本部事務局班は必要な地域に避難準備の指示を行う。

#### ①警戒活動の開始基準

- ・市内河川、ため池の水位が氾濫注意水位に達したとき、又はそのおそれがあるとき（市内河川には警戒水位の定めがないため、「大阪府管理河川における通報水位及び警戒水位の設置要領（案）」に準じて判断するものとする）
- ・その他水防上必要があると認められるとき

#### ②避難準備の指示

- ・必要な地域に、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等によって避難の準備を指示する

### (4) 警戒活動の内容

都市整備部水防班、関係機関は、河川水防区域やため池水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と天端と裏側をよく巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合、直ちに水防管理者（市長）、大阪府（大阪府枚方土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所）、大阪府水防本部、ため池管理者に報告するとともに、水防活動を開始する。

- ・裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- ・表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ・天端の亀裂又は沈下
- ・堤防の溢水
- ・樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ・橋りょうその他の構造物と堤防の取付等の異常

ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- ・取入口の閉塞状況
- ・流域山崩れの状態
- ・流入水並びにその浮遊物の状態
- ・全水吐及び放水路付近の状態
- ・重ね池の場合のその上部のため池の状態
- ・樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

### (5) 水防活動

状況に応じた配備体制をとり、水防活動を実施する。水門・樋門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

また、市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しない

よう門扉の閉鎖等の措置をとる。

洪水によって堤防等が被害を受け、危険と思われる場合は、水防工法等による応急措置を講じる。

水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを禁止するなどの措置を講じる。

#### (6) 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には現地調達あるいは大阪府枚方土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、関係業者等から調達を行う。

#### (7) 市民に対する周知方法

総合政策部秘書広報班は、災害が発生し、又は発生するおそれが予想される場合、人心の動揺及び被害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、水防管理者（市長）の指示に基づき市民に周知徹底する。

これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努める。

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行う。

広報の手段は、以下のとおりとする。

- ・サイレン信号の吹鳴
- ・広報車の利用による広報
- ・携帯マイク等の利用による広報
- ・防災行政無線放送による広報
- ・ホームページ・SNSによる広報

#### (8) 水防解除

水防管理者（市長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、国土交通省淀川河川事務所、大阪府枚方土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪府水防本部に対してその旨を報告する。

#### (9) 水防報告と水防記録

水防が終結したときは、水防管理者は遅滞なく次の事項を取りまとめ、大阪府枚方土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所に報告する。

- ・ 天候の状況
- ・ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ・ 消防機関に関する者の出動の時刻及び人員
- ・ 水防作業の状況
- ・ 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ・ 使用資材の種類及び員数と、その消耗分及び回収分
- ・ 水防法第28条による収容又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ・ 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- ・ 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者、住所、氏名とその事由
- ・ 応援の状況
- ・ 居住者出動の状況
- ・ 警察の援助状況
- ・ 現場指導者及び官公吏氏名
- ・ 立退きの状況及びそれを指示した事由
- ・ 水防関係者の死傷
- ・ 殊勲者及びその功績
- ・ 堤防その他の施設に緊急工事の必要が生じたときは、その場所及びその損傷状況
- ・ その他必要な事項

(10) 寝屋川洪水予報が発表された場合の対応

寝屋川水系改修工営所、寝屋川市との連携を密にし、寝屋川の水位等の情報を把握する。高齢者等避難又は避難の指示を出す区域については、降雨状況に応じて、防災マップ、寝屋川浸水想定区域図、寝屋川流域浸水想定区域図等を参考に決定する。

① 寝屋川はん濫注意情報（洪水注意報）が発表された場合

はん濫注意水位に達した場合は必要な地域に防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等によって避難の準備を指示する。

② 寝屋川はん濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合

必要な地域に防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等によって避難の指示等を行う。

(11) 淀川洪水予報が発表された場合

淀川河川事務所、淀川左岸水防事務組合との連携を密にし、淀川の水位の情報等を把握する。

## 2 土砂災害警戒活動

豪雨、暴風雨によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集・伝達するとともに、斜面判定士並びに大阪府との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

《実施担当》 都市整備部水防班
--------------------

### (1) 情報収集

急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流において災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、適切な措置を講じるため、都市整備部水防班は情報や状況等の収集に努め、速やかに関係部に連絡し警戒配備に備える。

### (2) 警戒活動

#### ①第1次警戒体制

- ・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の早期発見に努める
- ・地元自主防災組織等の活動を要請する
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う

#### ②第2次警戒体制

- ・住民等に避難の準備を行うよう広報を行う
- ・必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難指示等を行う

### (3) 斜面判定制度の活用

市は、大阪府と大阪府砂防ボランティア協会との連携によって、斜面判定士による土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

### (4) 情報交換の徹底

市は、大阪府、他の市町村及び関係団体と、気象観測情報等の交換に努める。

### 3 ライフライン・交通等警戒活動

豪雨、暴風雨によって起こる災害に備え警戒活動を行うとともに、施設の機能確保に努める。

《実施担当》 各部、関係機関
-------------------

#### (1) 上水道施設

- ・ 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ・ 応急対策用資機材の確保
- ・ 応急給水の準備

#### (2) 下水道施設

- ・ 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ・ 応急対策用資機材の確保

#### (3) 電力供給施設

- ・ 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ・ 応急対策用資機材の確保

#### (4) ガス供給施設

- ・ 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ・ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ・ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

#### (5) 電気通信施設

- ・ 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- ・ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置
- ・ 重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等の実施
- ・ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- ・ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- ・ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- ・ その他安全上必要な措置

#### (6) 放送事業者

気象情報等の収集に努める。

- ・電源設備、給排水設備の整備、点検
- ・中継、連絡回線の確保
- ・放送設備・空中線の点検
- ・緊急放送の準備

#### (7) 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。

##### ①鉄軌道施設

- ・定められた基準による列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限の実施
- ・適切な車内放送、駅構内放送の実施
- ・安全な場所への避難誘導等

##### ②道路管理者

- ・定められた基準による通行の禁止、制限若しくは速度制限の実施
- ・迂回、誘導等適切な措置の実施

##### ③各乗合旅客自動車運送事業者

- ・予め定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う
- ・バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める

## 4 避難情報の発令・解除

### (1) 緊急安全確保、避難指示

市長は住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(2) 高齢者等避難

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「四條畷市 避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

(3) 高齢者等避難情報の種類と住民がとるべき行動

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

(4) 助言

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

(5) 機能停止時の対応

知事は、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)

(6) 解除

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(7) 避難情報の判断・伝達要領については、「四條畷市 避難情報の判断・伝達マニュアル」による。

## 第3章 初動期の応急活動

一旦被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。

本計画の「地震災害応急対策」に準ずることとする。

## 第4章 復旧対策

本計画の「地震災害復旧対策」に準じることとする。